

「指導予定教員」との事前相談について
(専門職学位課程に志願する外国人留学生用)

2025 年 7 月 17 日 上越教育大学

本学大学院専門職学位課程では、在留資格が「留学」で、日本の教育職員免許状を持たない外国人留学生の場合、入学後の研究テーマなどのミスマッチを防ぐため、出願前に、指導を希望する教員と事前相談を行い、「指導予定教員同意書」を受け取り、提出する必要があります。事前相談では、公平性・公正性の観点から回答できない事項があります。以下の内容を確認し、事前相談を行ってください。

1. 「指導予定教員」について

- (1) 「指導予定教員」とは、教育・研究等の指導を行う予定の教員です。
- (2) 指導を希望する教員については、本学ホームページ等を参照してください。

2. 事前相談の進め方

- (1) 「指導予定教員」に事前相談を希望する旨をメール等で連絡し、事前相談の日程や方法（対面又はオンライン）を調整してください。
- (2) 事前相談では、「3. 事前相談内容の例」を参考に修学にあたって自身で確認したいこと等を相談してください。
- (3) 次の事項等は公平性・公正性の観点から回答できません。
 - ・個別の可否に関する見通しや評価。
 - ・過去の入学試験問題として公開されている範囲を超えた出題内容や模範解答。
 - ・個人情報に関すること。
 - ・その他、公平性・公正性の確保に抵触すること。

3. 事前相談内容の例

- (1) 大学院専門職学位課程で学びたい研究内容やテーマ。
- (2) 「指導予定教員」の研究指導方針及び方法。
- (3) 学校実習（学校支援プロジェクト）や他の教員の授業を含めた履修の全体的なイメージ。
- (4) その他、本学大学院に関わる事項。

4. 事前相談後の対応について

- (1) 事前相談終了後、「指導予定教員同意書」を本学ホームページからダウンロードして指導予定教員宛てに持参又は郵送してください。その後、「指導予定教員」から署名・押印を受け、出願書類に同封して提出してください。
- (2) 海外在住等の理由から、署名・押印済みの「指導予定教員同意書」の提出が期限までに間に合わない場合は、入試課へ相談してください。

5. 諸注意

- (1) 出願する場合は、その都度、事前相談及び「指導予定教員同意書」が必要です。
- (2) 「第2志望」まで志望する場合は、「第1志望」・「第2志望」の各コース（領域・分野）で、事前相談及び「指導予定教員同意書」が必要です。
- (3) 事前相談は出願期間締切に間に合うように余裕をもって完了してください。
- (4) 指導を希望する教員と連絡が取れない場合や、出願書類の記載方法や入学者選抜試験全般について質問がある場合は、入試課が相談に応じます。
- (5) 「指導予定教員同意書」の郵送にかかる費用は、志願者本人の負担となります。